117

甲第107号証

厚生告示

鈴木町役場	鈴木村
真長田村役場	真長田村
秋吉村役場	秋吉村
岩永村役場	岩永村
伊佐町役場	伊佐町
東厚保村役場	東厚保村
西厚保村役場	西厚保村
大嶽町役場	大嶽町
別府村役場	別府村
共和村役場	共和村
赤郷村役場	赤郷村
菱浦郡菱東村役場	菱浦郡菱東村
協崎村役場	協崎村
内日村役場	内日村
黒井村役場	黒井村
川棚村役場	川棚村
小串町役場	小串町
宇賀村役場	宇賀村
神田村役場	神田村
神玉村役場	神玉村
河川村役場	河川村
粟野村役場	粟野村
蒲部村役場	蒲部村
田耕村役場	田耕村
殿居村役場	殿居村
菱田中村役場	菱田中村
西市町役場	西市町
菱田下村役場	菱田下村
菱田前村役場	菱田前村
阿武郡三見村役場	阿武郡三見村
明木村役場	明木村
佐々並村役場	佐々並村
川上村役場	川上村
生雲村役場	生雲村
地福村役場	地福村
弥年村役場	弥年村
高俣村役場	高俣村
吉部村役場	吉部村
紫福村役場	紫福村
大井村役場	大井村
宗古町役場	宗古村
宇田郷村役場	宇田郷村
阿武村役場	阿武村
須佐町役場	須佐町
福栄村役場	福栄村
小川村役場	小川村
江崎町役場	江崎町
見島村役場	見島村
大津郡三隅町役場	大津郡三隅町
通村役場	通村
仙崎町役場	仙崎町
俵山村役場	俵山村
菱海村役場	菱海村
日置村役場	日置村
宇津賀村役場	宇津賀村
向津具村役場	向津具村
山口県萩市村城奥恩給組合	山口県山口市
山口県玖珂郡玖珂町役場	玖珂郡玖珂町
〃 菱浦郡角島村役場	〃 菱浦郡角島村
〃 玖珂郡通津村役場	〃 玖珂郡通津村

◎厚生省告示第三十五号

国立公園法第三條の規定により富士箱根国立公園計画の一部である菱田海岸地区、単独施設、道路（車道の追加及び歩道）を次のように決定する。

その関係図面は山梨県庁、静岡県庁、神奈川県庁及び左の関係市町村役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和二十五年二月四日

厚生大臣　林　譲治

山梨県南都留郡中野村、忍野村、富士上吉田町、西桂町、船津村、小立村、勝山村、大嶽村、鳴沢村、西浜村、大石村、河口村　西八代郡上九一色村、古関村

静岡県富士郡上井出村、白糸村、北山村、富士根村、大淵村、吉永村　駿東郡須山村、印野村、玉穂村、須走村、神奈川県小田原市　足柄下郡足柄村、湯本町、温泉村、宮城野村、仙石原村、箱根町、元箱根村、芦ノ湖村

（「次のとおり」及び「図面」は省略）

◎厚生省告示第三十六号

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十一條第二項第一号の規定による保健所を次のように指定する。

昭和二十五年二月四日

厚生大臣　林　譲治

保健所名	所在地
仙台市中央保健所	宮城県仙台市東三番丁八十二番地
玉子保健所	東京都北区玉子町二八番地
渋谷保健所	渋谷区神宮前一ノ十七番地
深川保健所	江東区深川清澄町三ノ六番地

◎厚生省告示第三十七号

昭和二十四年四月厚生省告示第七十一号（医療法第九條第一項及び医療法による診療所に関する政令第二條の規定による診療所に関する指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治

「診療所に関して」を「分院、分病棟又は診療所の休止及び再開に関して」に、「当該診療所」を「当該分院、分病棟又は診療所」に改める。

◎厚生省告示第三十八号

予防接種法施行規則第六條の規定により、百日咳予防接種施行心得を次のように定める。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治

百日咳予防接種施行心得

一　施行規則

定期の予防接種は毎年少くとも四回施行しなければならない。

二　使用ワクチン

生物学的製剤製造検定規則（昭和二十四年厚生省令第八号）による検定に合格した百日咳ワクチンを使用しなければならない。

三　ワクチン貯蔵法及び有効期間

冷民二度から五度までの温度に保存し、その有効期間は検定合格の日から十八箇月とする。

四　接種量、接種回数及び接種間隔

（イ）初回免疫をうける者には第一回一・〇瓩、第二回一・五瓩、第三回一・五瓩を三～四週間の間隔を以て皮下に注射する。

（ロ）追加免疫をうける者には一・〇瓩を一回皮下に注射する。

五　注射

注射に丁寧な態度で実施に当り、やしくも被接種者の取り扱いが粗雑に流れないよう注意しなければならない。

急いで実施する場合でも原則一人について一時間に接種する人数はおよそ百人とする。

六　注射場

充分に広くて清潔な場所を選び、換気、寒暖等に注意しなければならない。

七　予診

予防接種実施前に被接種者の健康状態を検査し、必要がある場合には診察を行わなければならない。

八　接種

高度の先天性、心臓疾患、腎臓疾患によって症状の増悪するおそれのある者に対しては予防接種を行つてはならない。

九　手指の消毒

予防接種の実施に当る者は、その前に手指を消毒しなければならない。

十　接種用器具の消毒

注射器及び注射針等に使用前煮沸によつて消毒しなければならない。

注射針の消毒に必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。

十一　接種部位及び皮膚の消毒

接種部位は皮膚上に強い刺激を与えず、接種部位の消毒はヨードチンキ又はアルコールで十分消毒しなければならない。

十二　ワクチンの取扱上の注意

使用の度ごとに必ずワクチン容器を十分に振とうしてワクチンのこん濁を均等にしなければならない。

十三　接種時の注意

接種針の先端を皮下にせん刺し深く吸引を行つて針先が血管内にせん入しない事を確かめ接種後直ちに注射のワクチンを注射しなければならない。

注射後注射部位をよくもむ方法よい。

十四　予防接種の副反応

注射後、時によつて局所の発赤、しゅ腫、硬結、とう痛や発熱等が現われることがあるが数日中には消退する。

十五　他の予防接種との関係

個人の場合同じ時に同じ人に対して他の予防接種を行つてもよい。

◎厚生省告示第三十九号

昭和二十四年十月厚生省告示第二百三十一号（ツベルクリン反応検査心得及び結核予防接種施行心得）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治

ツベルクリン反応検査心得中、九、検査用器具の消毒の項を次のように改める。

（イ）注射針は、注射を受ける者一人ごとに、乾熱又は煮沸により消毒した針と取り換えなければならない。

なお、注射器のツベルクリンが使用しつくされたときは、その注射器を消毒しないで、新しくツベルクリンを吸引して注射を継続してはならない。

◎厚生省告示第四十号

医師法施行規則（昭和二十三年法律第百五十六号）第二十二條の規定により、次の医師名簿登録事項の変更を認可した。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治

名簿	所在地
新潟市十字町新潟市	富山県富山市東岡本町地方部落地

◎厚生省告示第四十一号

医師法施行規則（昭和二十三年法律第百五十六号）第二十二條の規定により、次の医師名簿登録事項の変更を認可した。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治

名簿	所在地
新潟	奈良県奈良市朝日町三十八番地

◎厚生省告示第四十二号

日本薬剤師会社団法人組合は、昭和二十五年二月四日名称を新日本薬剤師会社団法人組合と変更した。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治

◎厚生省告示第四十三号

国立公園法第一條の規定により吉野熊野国立公園に関する政令（昭和二十五年政令第二十六号）第二条の規定により、吉野郡中荘村及び湯泉村の各一部を追加指定する。

その追加指定区域を表示した図面は厚生省、和歌山県庁、その町村分図は関係町村役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和二十五年二月十五日

厚生大臣　林　譲治